

# 経営管理実施権の設定を受ける民間事業者選定要領

## 1 民間事業者の選定概要

別記に掲げる森林を対象として経営管理実施権の設定を受ける民間事業者について、森林経営管理法第36条第3項に基づき、同法第36条第2項の規定により公表されている民間事業者の中から選定します。

希望する民間事業者には、森林経営管理法施行規則第33条第1項の規定により、企画提案書を提出していただいた上で、美馬市が定める選定委員会が審査を行い「採用事業者」を決定します。

## 2 スケジュール

令和5年6月12日(月)	募集開始・企画提案書受付開始 受付時間：午前9時から午後5時 (土曜日、日曜日、祝日を除く) 受付場所：美馬市経済部農林課 募集の内容に関する質問は、受付時間内に書面を持参するか、 電子メールにより提出してください。 E-mail : kirigami485@mima.i-tokushima.jp
令和5年8月31日(木)	企画提案書受付締切
令和5年9月中旬	審査
令和5年10月上旬	選定・結果通知
令和5年10月中旬	経営管理実施権配分計画の作成・公告

## 3 提出書類

「経営管理実施権の配分に係る企画提案書類作成要領」に基づき、事前連絡のうえ、必要書類を持参提出してください。

なお、書類作成に伴う費用は申請者が負担するものとします。